

## 令和8年度 イベント開催業務仕様書

### 1 目的

鱒ヶ沢町の魅力である食を主体としたイベントを通じて、町及び町産品の認知度及び価値向上を目指す。また、食による集客を行うことで、地産地消体制の構築や誘客促進、賑わい創出等の地域経済への波及効果を期待する。あわせて、イベント参加者等の消費動向や町に対するニーズ調査により、各種施策等を効果的かつ効率的に実施するためのデータ収集を行う。

### 2 業務名

イベント開催業務

### 3 業務内容

#### (1) イベントについて

令和元年度から実施してきた食を主体としたイベントと一貫性のある事業として展開し、地域ブランド（ヒラメのツケ丼・長谷川熟成豚・深谷の栗）を軸とした構成とすること。

なお、天候や関係法令上のリスクが少ない周遊型のイベント形態を主とした内容とすること。

- ① イベントの名称については、受託者から提案し、町と協議のうえ決定する。
- ② 鱒ヶ沢産食材又は町内事業者が製造等を行う特産品を活用したイベントとすること。
- ③ 町に関心のある県内外在住者の集客及び町内周遊を促進する企画を構築すること。

#### (2) 管理運営

- ① 提案した内容を遂行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
- ② イベント事務局を設置し、運営管理や各種問合せ対応にあたること。

#### (3) プロモーション

ポスター及びチラシ等の紙媒体、テレビ及び新聞等のマスメディアのほか、SNS等を有効に活用し、集客に努めること。なお、町在住者に加えて、町に関心のある県内市町村及び県外在住者に対しても本イベントの周知を図ること。

#### (4) データ収集

- ① イメージ調査  
イベント参加者に対して、町及び町産食材に関するイメージ調査を行うこと。
- ② 調査結果集計  
上記で収集したイメージ調査内容について、集計を行うこと。

### 4 委託期間

契約締結の翌日から令和8年12月25日（金）まで

## 5 成果物

委託業務終了後、鱈ヶ沢町企画観光課に実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には、次の書類を添付すること。

- (1) イベントの内容や参加者数、記録写真、制作物等を記録したもの
- (2) 3 (4) ②の集計結果

## 6 その他

### (1) 実施体制

- ① 受託者は、事業実施における主たる責任者を定め、町担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。
- ② 企画立案、スケジュール調整、物品調達、運営等の業務を総合的に行うこと。
- ③ 本業務に係る第三者との各種調整、交渉等は原則として受託者が行うこと。ただし、必要に応じて町も協力する。
- ④ 本業務の実施にあたっての作業方法及び進行状況について、町に適宜連絡すること。

### (2) 契約の変更等

各種要因により業務の実施が困難又は事業効果が見込めなくなった場合には、町と受託者が協議のうえ、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

### (3) 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- ① 本契約により制作される成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者である町に帰属するものとする。
- ② 受託者は町の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- ③ 成果物の制作に際して、他の著作物、人物の許諾及び記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

### (4) その他

- ① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報については、目的外の利用、第三者へ開示又は漏えいしてはならない。また、その滅失、き損の防止、その他適正な管理のための必要な措置を講じること。
- ② 著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、町になんらかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ③ この仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、町との協議により決定するものとする。

- ④ 上記記載事項以外の事項であっても、事業目的の達成及び効果向上のために必要な内容については随時提案を行い、町の了解のもと改善を図ること。